



六管区水路通報第23号

令和6年6月14日

第六管区海上保安本部

【目次】

第245項	瀬戸内海	播磨灘、大多府島	船舶気象通報一部業務休止
第246項	瀬戸内海	岡山水道、犬島東方	照明弾等発射訓練
第247項	瀬戸内海	水島港	掘下げ作業等
第248項	瀬戸内海	備讃瀬戸、北木島西方	沈船撤去
第249項	瀬戸内海	燧灘	灯浮標交換作業
第250項	瀬戸内海	壬生川港	掘下げ作業
第251項	瀬戸内海	来島海峡航路	無線方位信号所一時業務休止
第252項	瀬戸内海	来島海峡航路及び安芸灘	灯浮標交換作業等
第253項	瀬戸内海	広島湾、江田島湾	カッターレース
第254項	瀬戸内海	佐田岬	船舶気象通報一部業務休止
第255項	瀬戸内海	三原瀬戸、忠海港	簡易灯消灯
お知らせ	【7/1開始】来島海峡航路西側海域における安全対策について		

◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部 HP の下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

また、航行警報もインターネットで入手できます。

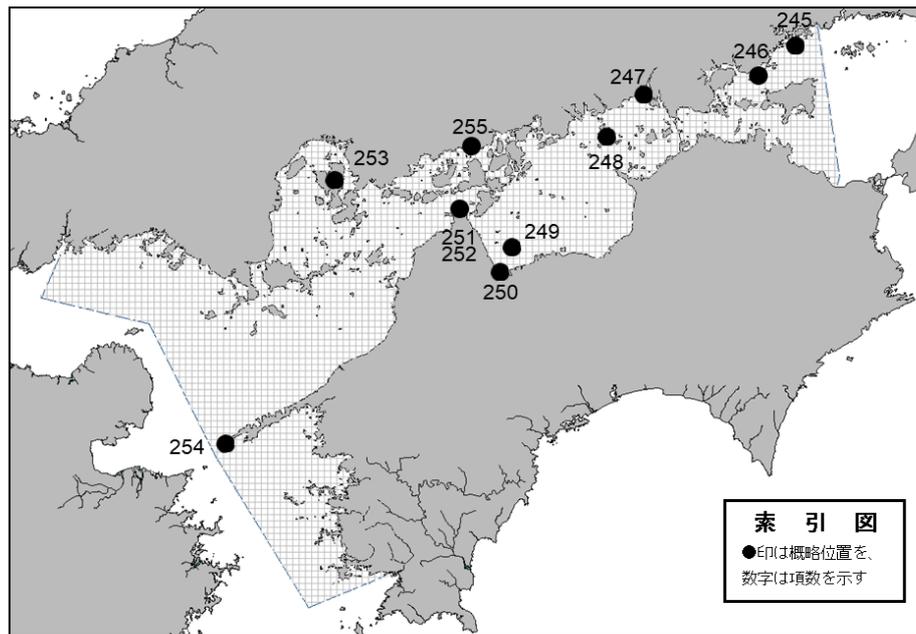
インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

～ 海の事件・事故は 118番へ ～



★6年245項 瀬戸内海 — 播磨灘、大多府島 船舶気象通報一部業務休止
 期間 令和6年7月2日(予備日3日、4日)1000～1600の内2時間
 名称 大多府島灯台
 休止業務 大多府島灯台における気象観測成果(風向、風速)の提供業務
 備考 船舶気象通報(電話、インターネット・ホームページ)及び沿岸域情報提供システムによる気象情報の提供休止
 海図 W100A
 参照書誌 411 3901.1番
 出所 第六管区海上保安本部

★6年246項 瀬戸内海 — 岡山水道、犬島東方 照明弾等発射訓練
 期間 令和6年6月29日0900～1130
 区域 34-34-08N 134-07-40Eの地点を中心とする半径1200mの円内
 備考 巡視艇による照明弾及びもやい銃発射訓練
 海図 W1114-W153-JP153
 出所 玉野海上保安部



★6年247項 瀬戸内海 — 水島港 掘下げ作業等
期 間 令和6年6月17日～8月22日(予備日を含む)の日出～日没

1. 掘下げ作業

区域1 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-30-33N 133-40-13E(岸線上)
- (2) 34-30-33N 133-40-05E
- (3) 34-30-39N 133-40-05E
- (4) 34-30-39N 133-40-13E(岸線上)

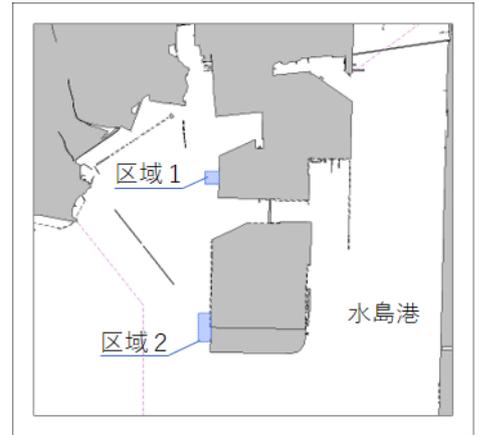
備 考 (1) 作業はクラブ浚渫船(スパッド式)で実施
(2) 警戒船を配置

2. 揚土作業

区域2 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-29-20N 133-40-08E(岸線上)
- (2) 34-29-20N 133-40-01E
- (3) 34-29-33N 133-40-01E
- (4) 34-29-33N 133-40-08E(岸線上)

海 図 W1127B-JP1127B-W1116-W153-JP153
出 所 水島港長



★6年248項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、北木島西方 沈船撤去
六管区水路通報6年20号207項削除

位 置 34-23.6N 133-29.5E付近

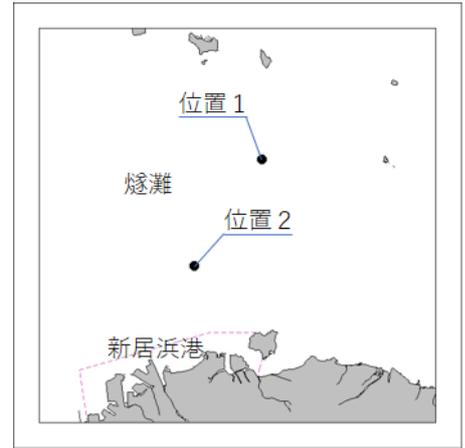
備 考 白石島西方AバーチャルAIS航路標識
(北方位標識)(V/SHIRAISHI-W-A)
白石島西方BバーチャルAIS航路標識
(東方位標識)(V/SHIRAISHI-W-B)
白石島西方CバーチャルAIS航路標識
(南方位標識)(V/SHIRAISHI-W-C)
白石島西方DバーチャルAIS航路標識
(西方位標識)(V/SHIRAISHI-W-D)
の表示は終了

海 図 W137B-JP137B-W1118-
W153-JP153-W100A

出 所 水島海上保安部



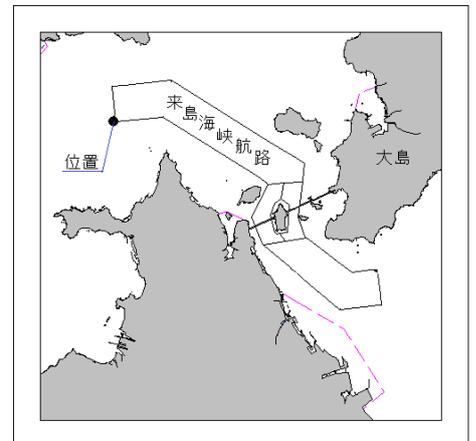
★6年249項 瀬戸内海 - 燧灘 灯浮標交換作業
 期間 令和6年6月20日(予備日21日~26日)の日出~日没
 位置1 34-06.5N 133-21.6E、新居浜東航路第2号灯浮標
 位置2 34-02.7N 133-18.7E、新居浜東航路第3号灯浮標
 備考 警戒船を配置
 海図 W1128-W130-W1105-
 W153-JP153
 参照書誌 411 4551、4552番
 出所 第六管区海上保安本部



★6年250項 瀬戸内海 - 壬生川港 掘下げ作業
 期間 令和6年6月17日~8月31日の日出~日没
 区域 4地点により囲まれる区域
 (1) 33-56-47N 133-07-33E
 (2) 33-56-16N 133-07-13E
 (3) 33-56-18N 133-07-10E
 (4) 33-56-49N 133-07-30E
 備考 (1) 作業はクラブ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 警戒船を配置
 海図 W1236
 出所 今治海上保安部



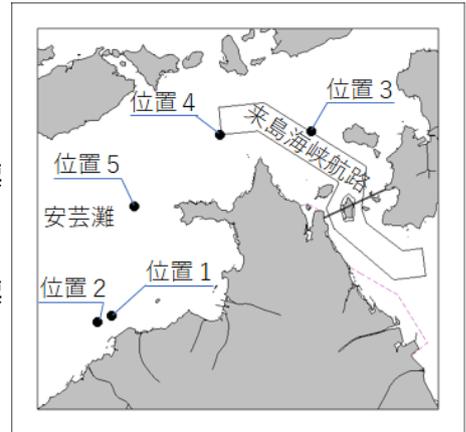
★6年251項 瀬戸内海 - 来島海峡航路 無線方位信号所一時業務休止
 期間 令和6年6月26日の0900~1300(予備日27日~28日及び7月11日~16日)
 名称 来島海峡航路西口無線方位信号所
 位置 34-09.2N 132-55.1E
 海図 W132-JP132-W104-JP104-
 W141-JP141-W1108-JP1108
 参照書誌 411 9069番
 出所 第六管区海上保安本部



★6年252項 瀬戸内海 — 来島海峡航路及び安芸灘 灯浮標交換作業等

1. 交換作業

1. 期間 令和6年6月24日(予備日25日～7月2日)の日出～日没
 位置1 34-03.9N 132-51.3E、アジ岩北東方灯浮標
 位置2 34-03.7N 132-50.8E、アジ岩西方灯浮標
 2. 期間 令和6年6月25日(予備日26日～28日及び7月11日～16日)の日出～日没
 位置3 34-09.3N 132-58.3E、来島海峡航路第5号灯浮標
 3. 期間 令和6年6月26日(予備日27日～28日及び7月11日～16日)の日出～日没
 位置4 34-09.2N 132-55.1E、来島海峡航路第2号灯浮標



2. 撤去作業

- 期間 令和6年6月24日(予備日25日～28日)の日出～日没
 位置5 34-07.1N 132-52.1E、安芸灘南航路第4号灯浮標

備考 警戒船を配置

海図 W1138-W132-JP132-W104-JP104-W141-JP141-W153-W153-W1108-JP1108

参照書誌 411 4619、4619.5、4627、4631、4632番

出所 第六管区海上保安本部

★6年253項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 カッターレース

- 期間 令和6年7月2日(予備日3日)の0800～1400
 区域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-14.5N 132-28.4E(岸線上)
 (2) 34-14.2N 132-27.9E
 (3) 34-14.4N 132-27.9E
 (4) 34-14.6N 132-28.3E(岸線上)

- 備考 (1) コースを示す浮標を設置
 (2) 警戒船を配置

海図 W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★6年254項 瀬戸内海 — 佐田岬 船舶気象通報一部業務休止

- 期間 令和6年6月27日(予備日7月3日、4日)1000～1600の内2時間
 名称 佐田岬灯台
 休止業務 佐田岬灯台における気象観測成果(風向、風速)の提供業務
 備考 船舶気象通報(電話、インターネット・ホームページ、船舶自動識別装置による気象通報)及び沿岸域情報提供システムによる気象情報の提供休止

海図 W100B

参照書誌 411 4967番

出所 第六管区海上保安本部

★6年255項 瀬戸内海 一 三原瀬戸、忠海港 簡易灯消灯
位置 34-19-52N 133-00-03E、白色灯
海図 W103
出所 呉海上保安部





海上保安庁

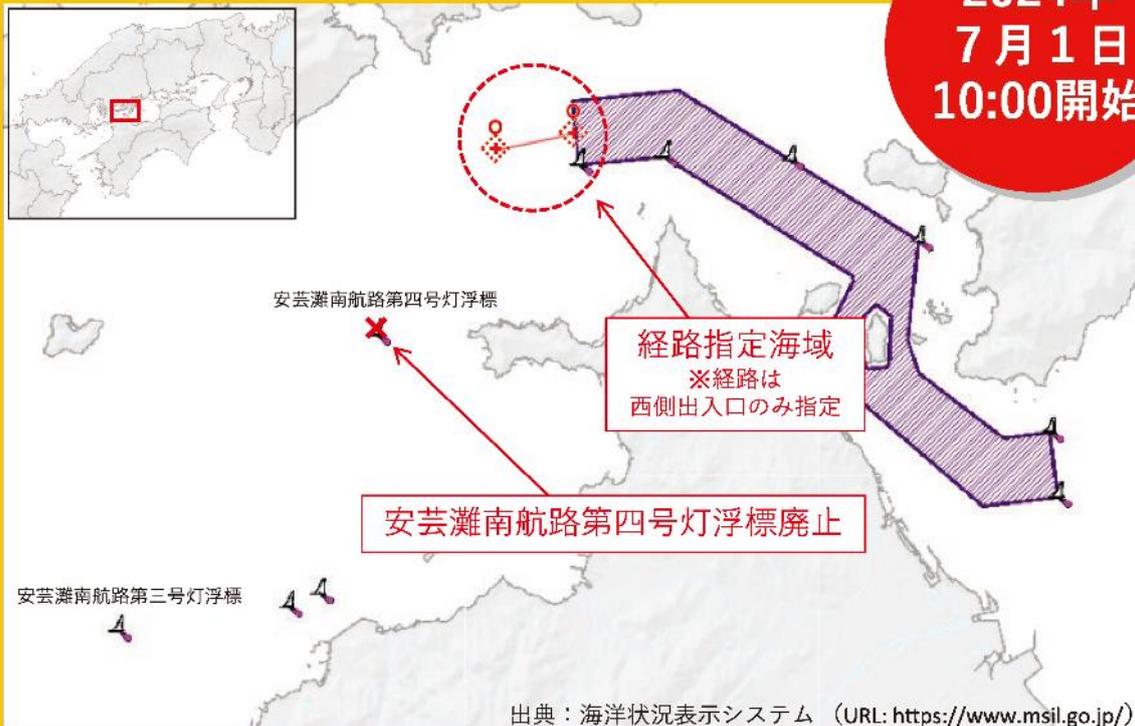


来島海峡航路に出入りする際の“経路”を新たに指定します

来島海峡航路を航行する船舶は、海上交通安全法第25条第2項に基づく告示により指定される経路によって航行する必要があります。
(経路の概要は裏面をご参照ください。)

経路の指定に合わせて安芸灘南航路第四号灯浮標を廃止し、付近の推薦航路を短縮します。

2024年
7月1日
10:00開始



経路の指定、バーチャルAIS航路標識の表示及び灯浮標の廃止等に係る詳細は、第六管区海上保安本部ホームページにてご確認ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/safety/kurushima-keiroshitei.html>

問い合わせ

第六管区海上保安本部交通部航行安全課
広島県広島市南区宇品海岸3丁目10-17
082-251-5111(代)



第六管区海上保安本部
ホームページ

2024年
7月1日
10:00開始

<経路の概要>

1. 来島海峡航路を西航し、a線を横切って航行しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。
2. a線を横切り、来島海峡航路を東航しようとする船舶は、b線を横切ってはならない。

<北流時>



出典：海洋状況表示システム

<南流時>



※安芸灘南航路を通航する船舶の航行経路イメージ

経路両端の表示

経路は、バーチャルAIS航路標識により東端と西端を表示します。実際に灯浮標が設置されるものではありません。

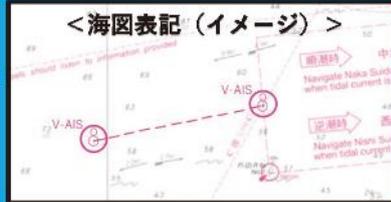
来島海峡航路西口AバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-A
北緯34-09-24 東経132-53-55

来島海峡航路西口BバーチャルAIS航路標識
V/KURUSHIMA-WEST-B
北緯34-09-37 東経132-55-05

<レーダー画面(イメージ)>



<海図表記(イメージ)>



AIS非搭載船舶へのお願い

バーチャルAIS航路標識とは、実在しない航路標識をAISの信号により航海用レーダーや電子海図上にシンボルマークにして表示するものです。バーチャルAIS航路標識は、AIS非搭載船舶には表示されません。これら船舶は、最新の海図により経路を確認するとともに、GPSプロッター等への位置入力をお願いいたします。



令和6年3月作成